

農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる 生活習俗・社会教化の諸相

—昭和9年度更生計画書を中心に—

和田 健

1. 問題の所在

—1930年代半ばの農村状況と更生計画から読み取れること—

本稿では、農山漁村経済更生運動（以下略して「経済更生運動」と表記する）第1期5ヶ年の生活改善、社会教化に関する事項の持つ意味について検討したい。筆者はこれまで、初年度である昭和7年度〔和田 2008年〕、昭和8年度〔和田 2011年〕において、茨城県の更生指定町村の計画書を検討する作業を行った。その中で政府からの経済的援助を前提としない「自力更生」の中で、日常の生活習俗の引き締めを行うことで冗費を廃する指針を各指定村が示した事項から分析を行った。

本稿では経済更生運動3年目にあたる昭和9年度の更生計画書を中心に、合わせて昭和10、11年各年度の状況も俯瞰しながら、第1期5ヶ年後期の経済更生運動において生活習俗が引き締められていったことの持つ意味を総括し検討したい。なお事例として示すものは本稿ではすべて昭和9年度からの引用である。

本稿で行う作業の目的は、1930年代半ばの農村の社会状況を考えたいところにある。1929年の世界恐慌による不況は、農村の経済環境にも大きな打撃を与えたが、1930年代半ば、その立て直しのためにいまいちど農村が農村の中で結束をして経済効果を高めようとする大きな流れの中にあつた時期と位置づけることができる。また満州事変（1932年）にはじまり日中戦争（1937年）に突入していく過程において、経済更生運動第1期5ヶ年はこのふたつの戦時行動の間に実施されたできごとである。経済更生運動第1期のありようは、戦時体制の前段階で行われた事象としてどのような捉

え返しが出来るのかについて、生活習俗の改善に関わる指針から検討してみたい。いいかえれば1940年代の戦時体制にさしかかる前段階における、農村の生活習俗のあり方についていまいちど考察してみたいのである。

2. 経済更生計画書の概況—茨城県を例として—

本稿では『茨城県農山漁村経済更生計画書』（1932（昭和7）年～1936（昭和11）年）の中から昭和9年度の更生計画書を中心に扱う。昭和9年度の茨城県更生指定町村は、38町村（農村33、農山村3、漁村2）である。また計画書の書式は、各指定村それぞれ多様であるが、頁数は各分厚く、全指定村あわせて508頁にわたる¹。分量が多い理由は、計画を策定するときの基本調査の内容をもとに詳細に計画書が書かれてあること、そしてその実行による経済効果について数量的目標を表で記載する例が多くあったことがあげられる。たとえば、東茨城郡長岡村では、土地利用の合理化において暗渠排水を推進するために昭和10年度から5カ年かけて毎年7町3反歩の整備を進めることや、二毛作の奨励を行うために毎年度ごとに面積や生産高の目標設定を数量化して表にしている。このように、具体的に何をどのくらいの数量を目標にするかを表にしている計画書が、前年度までの2ヶ年と比べて昭和9年度の更生指定村では格段に多い。

とはいえ、昭和9年の報告書の序には「編集の都合により基本調査を省き且つ年次別計画表を簡略せり」とあることから、数量化した表も簡略あるいは省略をされていることがうかがえる。

もともと、各町村更生委員会の組織は「生産部」「経済部」「社会教化部」に分かれていることが通例で、各部において策定した目標設定が更生計画書に盛り込まれる。「生産部」はいわゆる農産物の生産拡大、耕地拡大などの目標設定が、「経済部」は農産物販売と負債整理に関しての目標設定が記される。性質上数量化し、年度ごとの具体的な成果目標を記すことは必然ではある。そして「社会教化部」においてはいわゆる精神作興、生活改善が対象となるが、なかなか数量化しがたいこの事案も生産部、経済部同様に表にして目標設定している計画書が増えてきている。目標設定であげられる項目

は、たとえば「節酒」を試みた場合の節約効果、「葬儀」「冠儀」「婚儀」などで具体的な節約目標や衣食に関しての節約高などが上げられる。たとえば葬儀に関わる目標設定では、指針として示した節約事項を守るならば、前年に比べてどれくらいの節約ができるかまで記されている。久慈郡幸久村では、前年度の葬儀を行った数68名を基準として、ひとりあたりの葬儀費用は総額200円としてそれを100円におさえた場合、節約高は前年比で6,800円になるなど、数字で見える形で書かれている。これは婚姻費用においても同様に、昨年度比で節約高を書いてあり、東茨城郡竹原村では、婚礼費前年一組あたり400円かかったものを300円にしたならば、昨年度同様に64組が婚礼を行った場合、6,400円の効果があると記述して示すなどである。このような目標を数量化した表は、昭和7年度、8年度にも少ないながらも見受けられたが、昭和9年度は各指定村の半数が計画書に数量目標を掲載している²。つまり数量化は「生産部」「経済部」での目標設定のみならず、生活習俗の改善点でも節約効果として目標設定が示されているのが大きな特徴といえるのである。

3. 生活改善事項の主な項目

それではどのような項目が生活改善事項として掲げられたのか。具体的に各指定町村の更生計画書の項目から見ていくことにする。これらの項目は第1期5ヶ年通じて大きく変わるものではないが、昭和9年度全38町村の中で各項目に見られる記述の厚さを問わず書き記されていたのが以下の項目である。

「時間励行」「冠儀、婚儀に関わる指針」「葬祭に関わる指針」「衣食住に関する事項」「贈答に関する事項」「年頭の回礼禁止（新年会のあり方）」「年祝いなどに関する事項」「休業日の設定、祝祭日のあり方」「入退営のあり方」「家計簿、農家簿記の奨励」であり、そのなかで、「時間励行」「葬祭に関わる指針」「入退営のあり方」については、全指定村において、具体的な記述がなされている。

もちろんこれらすべての項目の目指すべき目標は、冗費を廃することにあ

る。しかしながら、昭和7年度、昭和8年度更生指定村の計画書と昭和9年度以降で若干違う特徴として、努力目標的な記述から具体的な生活習俗や儀礼のあり方を指針として明示しているものや先述したように数量的効果を計ること、そしてそれらの実行を組織的に行うという点があげられる。

たとえば、節酒においても「節酒を心がける」という記し方にとどまらず、どれくらいの酒量を年間減らすかといった目に見える効果度を記しているところに特徴がある。また儀礼においても、具体的にどのようなことをしたらよいかまで、踏み込んで書いてある記述が多くあらわれてくる。ここでは全指定町村でふれている「時間励行」「葬儀に関わる指針」に見られる記述から、その具体的なあり方が示す意味を整理したい。なお、以下示す更生計画書からの事例引用は、片かな書きされている箇所はひらがなに直して示すこととする。

(1) 時刻励行

まず昭和9年～11年度までの「時間励行」における特徴は、分刻みの徹底、会合での遅刻をした場合は異論を許さないなど、徹底した時間遵守の指針を記しているところにある。特に会合への遅刻を諫め、遅刻するものには発言する（反論する）立場にはないという指摘が目立つ。たとえば、

（事例1）「従来の儀式の集合諸会合訪問等に於て極めて遅延し他人に迷惑を懸けしこと尠からず依て左記方法により時間の確守を計らんとす
イ、時計は常に正確ならしめ置くこと
ロ、各種会合の場合指定の時刻に参会せざる者は異議の申し立てをなすことを得ること
ハ、他人を訪問する場合は先方に迷惑を懸けざる時刻を選び且用件を済ましたる後は相手方の事情を察し長時間に亘らざる事」（西茨城郡大池田村）

（事例2）「時間尊重、時を尊重するの念乏しく空費するの風習あり将来公私会合には必ず時間を励行しその実を挙げんとす 指定時間内に参会せざるものは其の決議に異議を申し立つる事を得ず」（鹿島郡新宮村）

（事例3）「常に時間を尊重し村会を龜鑑とし各種会合は必ず時間を厳

守ること、指定の時間内に参集せざるものは其議決したる事項に異議を申立てることを得ず」(稲敷郡馴柴村)

(傍線は筆者による)

このように、遅刻者に異議を認めないことや、事例3にある「村会を龜鑑とし各種会合は必ず時間を厳守する」というように、村会の運営方法を見本としながら、部落内の種々の集まりにおいても時間励行を広めようとする記述が多く見かける。いわゆる行政の会議では当たり前を守っているとされる時分感覚を、各部落、組合においても守るように系統的に指導していこうという目標である。それにより、各人が時間を効率的に使い、各人の生産効率を高めることをねらいとしている。

また、この効果をより一歩浸透させるための方法を示している更生計画書もある。

(事例4)「集合の時間を励行し一ヶ年を単位とし模範部落並に個人表彰をなす」(西茨城郡南山内村)

(事例5)「長岡大戸両校の起床時と正午一時間前の時報により行動し能率増進を図る」「部落集会は太鼓を以て定時三十分に用意を報ず」(東茨城郡長岡村)

(事例6)「本村二大字の両寺の鐘を利用し起床時刻、晝食用意時刻、中食時刻、作業終了時刻を村民に周知せしめ規律ある時間的作業を奨励し以て能率を増進せんとす、村に予算計上すること」(北相馬郡大野村)

(事例7)「時報の設備をなし村民に起床、就寝、夜業の時刻の統一励行を計ること(サイレン電気時計の設備による)」(多賀郡日高村)

(傍線は筆者による)

南山内村のように、時間を守る部落や個人を表彰し模範にすることを記してあるものや、長岡村、大野村のように、時報や太鼓、鐘といった「音」により時分の認知を広く共有していこうとすることを目標に定めている例もある。現在では当たり前になっている時分認識ではあるが、この時分認識を更

生指定町村内で共有化していくために、時計よりも太鼓や時報機などの音で共有しようというねらいを記しているところに特徴がある。そして日高村のような時報機の設置を目指す記述も出てくるのであるが、時報機の設置自体を目標としている記述は少ない。おそらく未設置の指定町村では設置費用の問題も絡んでくるものでもあり、財政的根拠の低い第1期更生計画で目標設定するには難しかったのではと推測される³。

(2) 葬祭に関わる指針

葬祭に関わる指針の多くは、主として香典の廃止から引き物を廃止にするなどの節約の奨励から、近隣の手伝いや出席をする家々の範囲、そして葬儀の知らせをするときのきまりについてまで言及されている。特に香典や引き物のあり方は原則として廃止する旨記している計画書は、5ヶ年通してどの指定町村でも記されている事項である。ただし昭和9年度以降の葬儀に関わる指針で特徴としていえるのは、村内村外における葬儀の手伝いや出席のあり方、知らせのあり方について、具体的にふれているものが多く見受けられる。ここでは、出席の範囲、膳のあり方、近隣の手伝いの3点を中心に特徴を示したい。

① 村内外での会葬出席の範囲

まず、村内外に分けた上での会葬参列のあり方についてであるが、これは各指定村で指針が多様である。

(事例8)「他家より縁付きたるものの親の葬儀に際し組内の者の参列する陋習は絶対に廃止すること」(東茨城郡長岡村)

(事例9)「区内の一員他町村の親族に葬儀あるとき近隣より多数の悔人往訪する弊あるも廃すること」(行方郡玉造町)

(事例10)「組合内の者にて他町村の親戚中死亡者ありたる時は父母に限り組合中より代表として二名会葬せしむ」(鹿島郡新宮村)

(傍線は筆者による)

これらの事例は、主として村外に住む親族の葬儀への出席において、葬家に関わる家から出席はしても、その家の組内の家々が出席するかについて、そのあり方を記したものである。たとえばある家の嫁が（村内外を問わず）実家で不幸があった場合、その嫁ぎ先の家が属する組合内の家々の会葬参列をどうすべきかについての言及が典型的な例であろう。長岡村はまったく組内の家々が出席するべきではないというはっきりとした指針を示している。玉造町は読み方によって、多数の出席でなければそれでよいという読み方もできるが、他町村に向く組内の家々の会葬はなくすように示している。いっぽう、新宮村は、他町村に住む父母の葬儀に関しては、当事者以外にその家が属する組から2名出席という制限をかけ、あまり会葬者数が組内で拡大しないように記している。出席の範囲に対するしぼりに違いはあるが、共通しているのは、葬儀への出席範囲をいかに限定的にするかを具体的に記しているところにある。

②会葬者に出す膳

また会葬者に対する食事提供の範囲についてであるが、村内外で会葬者に対して提供を限定する記述が具体的である。

（事例11）「食事は字内悔み人へは全廃すること字外悔み人へはこの限りにあらず」（鹿島郡諏訪村）

（事例12）「当日左記貼紙を掲示すること（イ）規約に基き飲酒を禁し引物廃止のこと（ロ）親戚及一般会葬者並に他町村よりの悔客の外膳部を供せざること（ハ）撒銭を廃止し花輪造花の行列は廃すること」（稲敷郡木原村）

（事例13）「酒類の饗応なす慣習を廃すること」（久慈郡幸久村）

（事例14）「一般手伝には本膳を廃止し且つ三日目を省略すること 会葬者に対しては本膳の変りに折詰を供すること」（那珂郡佐野村）

（事例15）「灯籠建てと称し多数集合饗応をなすことを廃止し不得已場合は近親者間に止め最質素に之れを行ひ一年限とす」（東茨城郡長岡村）⁴

（傍線は筆者による）

これらの事例は、葬儀における饗応を制限する指針である。字外のものはその限りではないという記述や当該更生指定町村以外からの参列者に対しては例外であるとする記述も見られる。これらの指針に実効性があったかどうかは定かではないが、葬儀の一番の節約は饗応のあり方を見直し村内においても無駄な葬儀への出席者を増やさないようにする、というところに特徴がある。

また佐野村のように、村外からの参列者に対しては、折り詰めを用意して極力膳の用意を控えるように指針を出している。いかに手伝い人が関わる膳の手間や諸費用を抑え、また村内の人々の共食なきように節約をするかについて言及している。このような指針は、あとで述べる葬儀の手伝いをする人に対しての範囲に言及しているところからも読み取れる。

また長岡村の「灯籠建て」についての言及は葬儀後の供養で提供される饗応にもふれている。葬儀だけでなく以降の供養に関わる冗費をもなくすように指摘したものといえる。

③手伝い人のあり方と葬儀の知らせを行う習俗

饗応の抑制とともに村内の手伝い人に対してもしかるべき範囲で行うように記されている。

(事例16)「手伝いのものは全く働き得るものとし、老人、子どもは遠慮する」(東茨城郡竹原村)

(事例17)「手伝いは相互の義務なれば献身的努力により多数を要せざる様努むること」(東茨城郡長岡村)

(傍線は筆者による)

これらは昭和7年、8年度の更生計画運動初期の計画書にも多く見られる記述である。必要以上(まったく手伝いをしないものも含めて)葬儀に関わる習俗に踏み込んでいる⁵。それに加えて昭和9年度以降の更生計画書は、具体的に村内村外の会葬者に対する膳のあり方にふれている例が見られているところに特徴がある。

また共同葬具を村内で設置することに関しては、行政町村全体の各部落にすべて設置できたとは限らず、それは費用面の問題もあるかと思われるが、茨城県においても設置費用の半額を補助することで普及の促進を進めようとしている。「共同葬具の設備、使用を励行すること」（東茨城郡下大野村）や「葬具は其の字又は組合に於て設備し共同使用に努ること」（久慈郡幸久村）のようにまずは設備を整えるところを目標に定めているところもある。ただ、その設置数の拡大の成果は読み取れないが、すでに設置している更生指定町村において、その運用のあり方について触れた更生計画書がいくつか見受けられる。

（事例18）「共同使用葬具を設備し使用料を一円以内とし之を貯蓄し葬具の改造修繕などの費用に当つ……（中略）……手伝への酒代は当家へ引き渡すこと 但し部落の習慣により其の幾分を共同器具購入費に積み立つるも妨げなし」（東茨城郡長岡村）

（事例19）「葬具は其の字又は組合に於て設置し共同使用をなし使用の際は別に定むる使用料を納むること」（西茨城郡大池田村）

（傍線は筆者による）

これらの事例では、共同葬具の使用料を貯蓄や修繕費用の捻出に充てる運用に踏み込んでいるものである。すでに設置された共同葬具の運営については、経済更生運動の前段階より生活改善同盟会により生活改善規約を作りすでに実行している町村に見受けられる。これは昭和7、8年度の更生計画書においても見受けられる特徴でもある。広い範囲で葬具の共有化が進んでいたというよりも、各指定町村によってその状況はばらばらであったと見ることができる。

最後に葬儀の知らせを行うことについての指針を示したい。葬儀の知らせはたとえば「葬儀通知は二人とし遠方は電報とすること」（鹿島郡諏訪村）のように、葬家の属する組などから2名が出向くということはよく聞かれる。しかし諏訪村の場合は、遠方ならば電報を使用する旨記されていることから、2名の人手がとられることで葬儀運営の効率的な手伝いを考えたい

という意図がみえる。「2名で葬儀の知らせに行く」ことは、ひとりでいくと、ホトケサマに足を引っ張られ連れて行かれるといったいわれはよく聞かれる伝承ではある。しかし以下のように知らせの人数に踏み込んだ「知らせのあり方」を示している計画書もある。

(事例20)「葬儀通知は郵便電報電話を利用し止むを得ざる場合は一人にて通知書を持参し通報すること」(行方郡玉造町)

(事例21)「葬式の通知は一人にて通知状を持参すること 但し遠方の通知は電報によるものとす」(那珂郡塩田村)

(事例22)「葬儀の通知は成るべく飛脚を出さず手紙を以て発すること 但しやむを得ずして飛脚を出す場合は一人とす (後略)」(東茨城郡長岡村)

このようにできるだけ郵便電報を使い、仮に人が知らせに行く場合でもひとりに限って出かけるとする指針は、無駄な人手を使わないという考えから立てられたものであろう。ただし、この事例も行政町村単位の更生計画書では書かれているとはいえ、どれくらい各部落、組内で守られたかについては、今後の作業課題としたい。

4. 年度を重ねて変化する生活改善事項の目標設定の変化

生活改善事項の記述は、第1期5ヶ年の後期になるほど、目標の数量化と具体化が明確になってきていると述べてきたが、その具体的な実践方法について、3つの観点から述べていきたい。

(1) 組織的な実行を目指す—農家組合(農家実行組合)の完全組織化—

いわゆる農家組合や農事実行組合の設置は、農会の指導が積極的な町村においては、すでに設置されていることが多い。もともと部落単位そして組単位で農家組合を作る目的は、経済的な向上をもたらすきっかけとして組織化されるものであり、すでに昭和7年度より目標とされているものでもある。

そして昭和9年度の茨城県経済更生委員会において、農家組合の完全組織化が重点的な課題に取り上げられ、各更生指定町村内の組織化を推し進めることに言及しているのである。

(事例23)「本計画実行の機関として又役場農会組合等の連絡機関として全部落に農家組合を組織し隣保共助の精神に依り完全なる理想郷を実現努む（以下後略、農家組合の組織要項を5項目記す）」（東茨城郡下大野村）

(事例24)「経済更生計画案の実施は当然組織的系統的且つ集团的機関を必要とするを以て県の奨励方針と相俟って従来の評を基礎とし二五、六名乃至三十名を標準として農家組合の組織を奨励各種関係機関と連絡を図り且つ之れが活動により各般の改善実行を計らんとす」（久慈郡幸久村）

（傍線は筆者による）

このような農家組合組織化は、効率的な更生計画の実行を行う基盤とするねらいがまずあげられる。そしてこの組織がより機能すれば、法人格を持った上での産業組合への積極的参加が可能になる。たとえば、

(事例25)「各字に農家組合を組織し時間の厳守励行其の他農事上各般の共同作業を行ひ、農業経営の改善をなす、現在設立しあるもの一（鉢形）なるも本年中に全村に及し農事実行組合として産業組合に加入せしむるものとす」（鹿島郡高松村）

（傍線は筆者による）

のように、高松村では農家組合を強化しさらに農事実行組合として産業組合への参加を促進することを目指す。これは当時の産業組合への参加促進を促した農林省、農村更生協会の施策と大きく関わるものである。どれだけ産業組合に関与できるところまで農家組合が組織化されていたかは難しいところであるが、少なくともその礎を作る流れの中にあったとはいえる⁶。

そして後述するが、農家組合は各農家の予算生活を徹底的に管理するため、農家簿記、家計簿をつけることを推進する単位として機能させようとするねらいもある。そして個人購入による家計の無駄な支出を圧縮するため、組合単位で共同購入を行うことにより効率的な仕入れが可能になる。特に業者の言い値で粗悪なものが流通することもあった肥料に関しては、共同購入による農家同士の管理が堅実な購入への足がかりになる。また野菜などの出荷物の共同販売を推進することも個別出荷よりは効率的な売上につながる。農家組合は、このような経済活動を向上させる単位として、未整備なところには必ず設置するようにすすめたいと考えられていた。

また農家組合の強化は、従前に行われていた貯金組合、納税組合の組織化、系統化とも大きく関わる。

(事例26)「農家組合に貯金部を設け組合員一戸に対し毎月十銭以上づつ郵便貯金をなさしむ」(稲敷郡馴柴村)

(事例27)「勤儉貯蓄の美風を挙ぐるため各実行組合に一戸一日一銭貯金をなさしめ各戸に貯蓄箱を供え置き組合長毎月一回収金をなし郵便貯金をなさしむ」(那珂郡佐野村)

この2村に見られるように、農家組合を単位とした貯金の目標設定を出しているところもある。

(事例28)「各種団体其の他甲子講、庚申講、三夜講等に於て従来実行し来れる既設貯金組合は勿論将来起る可き此の種の組合は充分に其の運用利殖の確実性講究し以て当初計画せる目的達成に遺憾なきを期すること」(那珂郡塩田村)

(事例29)「大正十四年以來継続せる要村規約貯金は不況の爲め一時中止せる者有るも従前通り励行する事」(行方郡要村)

そしてこの2村のように、農家組合とは関係なく行われていた貯金を行う集団の運営を促すことや、経済不況で行われなくなった貯金組合の再興を

奨励しているところもある。

また納税組合も、遺漏なく税の徴収を行うための管理を農家組合単位で行うことも目的となる。

そして農家組合は、賃金労働のあり方を見直し、そして協同労働のあり方を改めて考え直す目標設定と関わる。たとえば

(事例30)「労力利用の合理化 (中略) 農繁期には労力に不足を来すを以て一戸平均男女十三人の雇用を為す現況にあり、然して本村の雇費用は工業都市に接近しあるを以て比較的高位にあり生産費節減をなすためには雇用人夫を力めて僅少ならしむるにあるを以て畜力及機械力の利用に努めしめんとす」(多賀郡日高村)

(事例31)「一般手伝は農家組合を主とし組合長当家と協議決定すること」(鹿島郡新宮村)

(傍線は筆者による)

日高村は、農家組合設置の項目において、賃金労働を控える方策として機械化、畜力化の推進をあげている。新宮村ではいわゆる人手を出すありかたは、組合を主体にして決めることが示されている。これらも「冗費を廃する」こととつながるものであるが、農家組合において改めて労働に対するあり方を考えるきっかけとするねらいがあったといえる。

このように農家組合の設置強化は、生産、経済面での向上を中心として組織化が進められるのであるが、この目的のみならず、生活習俗の実行においても農家組合を単位として徹底させる方針が記されることも注目に値する。

(事例32)「婚約をなすには予め本規定を先方に示し承諾を求め置く外家長は招待人数及献立の概要を農家組合に協議するを要す」(東茨城郡長岡村)

(事例33)「手伝は二十五六名乃至三十名以内に限定すること」(久慈郡幸久村)⁷

(事例34)「手伝いは組合を主とし必要に応じ委員区長、伍長協議の上

定め出来得れば多人数の手伝いを受けざること 手伝は相互の義務なれば献身的奔走努力すること」(鹿島郡諏訪村)

(事例35)「年頭の回礼は之を廃止し各区に於いて神前等に参集或いは更生農家組合の総会を兼ね低廉なる会費を以て行ひ併て其年各種行事の協定を行ふこと」(東茨城郡下大野村)

(事例36)「年始廻礼は廃止し新年初頭各戸家事担当者は農家組合長宅に集合し新年会を開催すること」(鹿島郡諏訪村)

このように生活習俗に関わる事項も、できるかぎり農家組合を単位として、おたがいが協議しながら進めていけるように細かい指針が示されている。下大野村、諏訪村での年頭の回礼、新年会を農家組合での総会に兼ねる方法は、4月からの年度初めに役員の差配を決めておき、円滑に活動できるようにするねらいがある⁸。

(2) 予算生活のあり方を徹底する一家計簿、農家簿記の奨励—

また、経済更生運動第1期後期になるほど、「予算生活」の目標を明示し、その具体的な方法として記されているものが多くなる。その中でも家計簿、農家簿記をいかに各戸に浸透されるかが具体的な記述で示されるようになる。

(事例37)「農業簿記の記帳を奨励し常に収支を明かにして予算生活も実行せしむる為家計簿を毎戸一部宛購入せしめ之に補助金を交付す 一部補助金十三銭」(西茨城郡大池田村)

(事例38)「経済簿記普及を図るため各字実行組合長をして模範簿記記入をなさしめ漸次一般家庭に普及せんとす」(那珂郡佐野村)

(事例39)「村農会より家計簿を篤農家へ無償交付し経済改善の必要を自覚せしめ以て計画的経営及予算生活を行わしむ」(鹿島郡諏訪村)

大池田村は農家簿記購入のための補助金支給による普及促進、佐野村は実行組合長が率先して見本を示し先導していく形で各組合単位に浸透させてい

く方法、諏訪村は篤農家に率先して簿記を付けてもらい、あるべき姿を各戸に見せる方法である。いずれにしてもまずは各戸が簿記を所有し、次に先導的な立場の人に見本を示してもらうという方法である。負債を整理し、融資を受けるためには必要不可欠な金銭上の管理をいかに先導的立場の人や農家組合通じて浸透させようとしているかがわかる。この点も前期の「予算生活」「冗費を廃する」といったトーンから一步踏み込んだ方法の指摘といえる。

(3) 生活習俗のあり方を明文化（文言化）する

もう1点、昭和9年度以降に見られる特徴としていえるのは、生活改善事項の明文化である。つまり紙に書いて印刷物として確認をしておくことがあげられる。

(事例40)「右の実行事項は印刷に付し置き各個人は所用枚数を委員より交付を受け親戚等に配布し置くこと」(東茨城郡下大野村)

「右の実行事項」とは、5項目示されており、要約すると「葬儀の饗応は手伝い、近親、又は遠來のみに止め酒は絶対に廃止」「香典返しは廃止、全廃困難な場合は村外のものに限り贈る」「共同葬具の設備、使用を励行」「酒類又は行器料として親族より贈られたものは当家に返し戻す」「行器として赤飯、饅頭などを携行する習慣は之を廃止すること」である。これらを印刷して全体で実行事項の共有を指示している。

(事例41)「葬儀の通知は成るべく飛脚を出さず手紙を以て発すること
但しやむを得ずして飛脚を出す場合は一人とす 通知文に追て書きに
村内取り極めにより飛脚を出さざること出棺時間励行のことを書き添へ
ること」(東茨城郡長岡村)

(事例42)「親戚よりの悔中行器持参は之れを撤廃し白米又は金銭に換えること但知せ文に其旨記入し相互の手数と便を図ること」(那珂郡佐野村)

(傍線は筆者による)

これらの指導は、旧来よりの生活習俗を変えることに関して、他者から非常識といわれたい、誤解をよばない方法として書き留めることを徹底しようというものである。特に葬儀に関わる習俗は、容易に代え難い生活習俗である。「今までそのようにしているから」あるいは「親戚として格好がつかない」と心情的なもので誤解のないように進めるため、その運営方法を文言化し共有することで解消するよう指摘しているのである。

もっとも、くり返しになるが、これらの生活習俗が文言化されたところで、どれほど遵守していたかについては、各事例の追跡調査により見ていく必要がある。たとえば、先述した下大野村では、

(事例43)「行器として赤飯、饅頭などを携行する習慣は之を廃止すること、廃止困難の場合は料金とすること」(東茨城郡下大野村)

とあるが、佐野村のように文言化してこの慣習を徹底して控えることまでは踏み込んでいない。「行器に赤飯、饅頭」は冗費と関わることではあるが、やむを得ない場合は「料金」つまりお金で代替えしすすめるように指摘している。葬儀における「行器に赤飯、饅頭」の贈答慣行は、最も近い親戚が葬家に対して贈る例として茨城県内ではよく聞かれるものであり、いわば葬家にとって近しい親戚や、本家のような親族関係の中で優位に位置づけられている家においては、住まうむら社会においても社会的地位を示すものでもある。この生活習俗がいかに変容したかは、この時期における更生計画の指導とともに検討していくことも必要であろう。

また葬儀は住まうむら社会において家格などを表象する場でもあるということと関連して、以下のような事例も述べられている。

(事例44)「寄贈の金品を記したる貼紙をなさず」(東茨城郡竹原村)

(事例45)「金額を記載する貼紙を廃すること」(行方郡玉造町)

これらは更生計画書の中に文字化して徹底を計る指針が示されているわけではないが、葬儀に贈答品、金額をすべて書き記して掲示する生活習俗は、

管見のところ、旧千代田町、旧出島村（現在かすみがうら市）の一部の地域では現在でも行われているところがある。昭和9年度更生指定村である竹原村、玉造町においても、この生活習俗を廃するよう指針が示されているとはいえ、こちらも同様に現在までの変容の中で見ていくことも必要であろう。

以上のように、昭和9年度以降の更生計画書に示される生活習俗の指針は、農家組合で連携しながら遵守していくことや、文言化してすすめていくところまで踏み込んだとはいえ、それらを守ったか否かは、それぞれ多様なものであろうと推察される。1930年代半ばに見られたこれらの生活改善指針は、時間の経過とともにどのように変容していったか。その検討は、民俗調査において見聞きされる生活習俗の伝承を考えていく上で必要な作業といえよう。

生活習俗の変容は、戦前戦後、高度経済成長などさまざまな時代の結節点において起こりうると思われるが、1930年代半ばの更生計画とその指導も変容の結節点として注目すべき時期なのではと考えられるのである。

5. まとめ—第1期5カ年経済更生計画の過程で刷新されるむらの組織化と生活習俗—

以上更生計画書に見られる生活改善指針について、具体的な実行のあり方が強化されていく側面の事例検討を行った。時間励行や葬儀を中心にその諸相を整理したが、最後に他の諸事例を合わせながら、以下の2点に整理してまとめとしたい。

(1) 生活習俗の刷新を求めた更生計画書と1930年代半ば

第1期5ヶ年の経済更生計画は、先述したように満州事変から日中戦争に入っていく中、つまり1930年代半ばに実行されたものである。そして農山漁村の経済面での向上をめざすことが主眼ではあるが、あわせて生活習俗に関わる引き締めを行うことで、冗費を廃することを目的としている。特に昭和9年度以降の第1期5ヶ年後期は、生活習俗の引き締めを単なる目標

ではなく、具体的な実行のあり方に踏み込んだ書き方になっているところに特徴がある。このことは時間励行や葬儀においても記したが、ほかに

(事例46)「祭礼は近親者を除くの外往来を廃すること」(鹿島郡新宮村)

(事例47)「祭儀は支障の起らざる限り同一日に行ふこと」(行方郡玉造町)

(事例48)「神輿の渡御に神酒と称し酒を献するも一般人に接待するの慣習を改むること」(久慈郡幸久村)

のような、祭礼に関わるあり方などでも具体的に踏み込んだ記述が見られる。これらの指針をどう受け止めたかは各町村の各部落においてさまざまであろうが、いずれにしても生活習俗に関して旧来からの生活習俗のあり方を刷新するアクションがあったことは間違いのないことである。これらの生活改善指針は、強い強制力のあるものというよりもスローガンのものとして出されているとはいえ、第1期後期は計画書の中に節約高を数量化して示し、一步踏み込みながらの具体的な指針が記述される更生指定町村も現れてきている。ここが昭和7年度、8年度の更生計画書とは微妙に違うところである。

(2) むらの協同性を強化する1930年代半ば

また農家組合の完全な組織化をめざし経済更生計画の実行を推進する流れが、昭和9年度以降の大きな特徴であるが、裏返せば、この時期はかなり家同士、村内のつきあいが弛緩している状況であったともいえる。経済更生計画からは、生産計画のみならず生活習俗においても農家組合単位で確認し合いながら実行していく流れを読み取ることができる。つまり更生計画推進のなかで、農村内の組織化が生産、経済面のみならず、生活習俗の面でも引き締めが強化されていく流れにあった時代として1930年代半ばは位置づけられるのである。

以上の特徴は、すでに丹野清秋により整理された更生計画の段階的特徴と符合するものとして位置づけられる [丹野 1988年]。丹野による経済更生

運動の時期的特徴は、別稿で筆者なりに整理したので割愛するが〔和田2011年 146頁〕、丹野が示した更生計画の第1期の特徴は、「自力更生」のほかに「農村組織の再編と運営」「産業組合の拡充」となる。このことについて、筆者は丹野の見解に全く同意する立場である。それに加えて、第1期後期ほど農村組織のあらゆる再編と協同性を強化する過程は、生活習俗の改善指針の実行からも読み取れる、と筆者は考えるのである。

総じて第1期5ヶ年は経済更生計画の実行に伴う農村内の組織強化、そして模範事例を増やすことに主眼があったといえるが、その中でも昭和9年度以降はそれを具体化する流れの中で位置づけられるのである。

最後に本稿では十分に検討できなかった課題を示して結びとしたい。昭和9年度以降の特徴として更生計画の実行を強化する手段として農家組合の完全組織化の推進をあげたが、それとともに「村報、時報の発行」により更生計画実行を各戸に周知させるという指針も示されている更生計画書もいくつかある⁹⁾。いわゆる村報のような広報誌などのメディアの存在は、この時期の農村への種々の啓発を促す道具として不可欠なものであったかと思われる。また現在でも紙媒体の広報誌が有効に情報周知に役立っている自治体も農山漁村には多い印象である。

筆者は以前更生計画の指導者層が中心に読む機会の多かった『農村更生時報』（のち『村』と改題、農村更生協会発行）のメディアとしてのあり方について指摘したが〔和田 2009年 227-232頁〕、村内の広報においてもこの時期の指導においては重要な役割が含まれていると考えている。いかにして農家各戸に更生計画の指導が浸透していくことになったかを、文字を通じた広報メディアのあり方と合わせて検証していくことも重要であると思うが、これは今後の課題としたい。

（参考文献）

- 楠木雅弘編著 1983年『農山漁村経済更生運動と小平権一』不二出版
丹野清秋 1988年「農山漁村経済更生運動ノート」（『茨城県史研究』3号 茨城

の近代を考える会編・発行) 27-43頁

和田健 2008年「農山漁村経済更生運動初年度における生活改善事項と民俗的慣行との関わり ―昭和7年度茨城県指定村の事例より―」(茨城県立歴史館編・発行『茨城県史研究』第92号) 75-90頁

和田健 2009年「明文化・系統化される民俗―農山漁村経済更生運動初期における生活習俗の創造―」(小池淳一編『歴博フォーラム 民俗学的想像力』せりか書房 219-237頁)

和田健 2011年「農山漁村経済更生計画書に見られる生活改善指導と民俗的慣行―昭和八年度茨城県更生指定町村38の事例から―」(千葉大学文学部編・発行『人文研究』第40号 133-155頁)

(本研究は科学研究費補助金(基盤研究C「農山漁村経済更生計画書に見る生活習俗の指針とその実態に関する民俗学的研究」課題番号22520815)の助成を受けた成果の一部である。また第63回日本民俗学会年会(会場滋賀県立大学)において研究報告を行った内容に基づいたものである。また本稿では昭和9年度の経済更生計画書の全体像を示した表を掲載する予定であったが、紙幅の都合で割愛した。割愛した表は、本研究課題の最終報告書で掲載したいと考えている。)

【註】

- 1 昭和7年度の茨城県更生指定村は38で、更生計画書の頁総数は248頁である。また昭和8年度は更生指定村38で、同様に更生計画書の頁総数は326頁である。昭和9年度の計画書は、非常に分量の多い計画書となっているかがわかる。ちなみに昭和10年度は更生指定村20、頁数は405頁、昭和11年度は14、頁数は381頁である。ひとつの更生指定村あたりの計画書の頁数が年度を経るごとに分量が増えていることがわかる。もっとも昭和9年度以降は、本文にも書いたように、農村の経済状況、生活状況などを把握するための基本調査を踏まえたものであり、茨城県経済部が年度ごとに冊子体にする前の各指定町村単独の経済更生計画書には、この基本調査のデータが収録されていたようである。年度を経るごとに、より計画書の中身が分量のあるものに変わっていったかは推測ができる。
- 2 昭和9年度更生指定町村38の中で、更生計画書に節約効果を表にして掲載したところが17町村あり、表は作成しないが文言に具体的な数量目標を入れて

農山漁村経済更生計画第1期後期に見られる生活習俗・社会教化の諸相

いる2町村をたすと19町村である。つまり半分の更生指定町村が、生活改善目標の数量化を計画書に盛り込んでいる。このような例は昭和7、8年度の更生計画書では非常に少ない。

- 3 茨城県では1936(昭和11)年3月に「茨城県農山漁村経済更生特別助成規則」(茨城県報 告示第125号)が出され、県からの補助を前提とした財政支援が更生指定町村に行われている。ここまで継続的に更生計画を立てて実行している町村を対象に支給を検討する目的があったという。しかしこの昭和11年度までの各更生指定村は、財政的裏付けも弱く、経済的根柢の低いものであったことはいうまでもない。
- 4 長岡村は昭和9年度更生指定村の中で、最も微細に葬儀習俗に関わる生活改善指針を計画書に書き込んでいる。その中で、葬儀後の種々ある習俗に関しての踏み込んだ記述が見られる。たとえば初七日については「七日明は葬儀の翌日とし列すべきものは近親者及隣家とし振舞は乾物料理にして酒代は五円以内とし最質素たるべきものとす」とあるように、日にちを開けず七日明を行い、できるだけ饗応は質素にすることまで、細かく書かれている。また長岡村以外でも鹿島郡諏訪村では「新盆の灯笼建手伝を廃止すること」というように、手伝いにより生じる無駄な手間賃や饗応等の返礼を省くよう指針を出している。
- 5 たとえば昭和8年度の更生計画書の中には「葬儀は相互の義務なれば必要に応じ手伝い人を制限し献身的に努め可及的多数を要せざる様注意すること(俗に鍋掛けすと云う習慣を廃すこと)」(東茨城県石塚町)とある。これは非日常の葬儀に日常の火を使った煮炊きをしない風習である「鍋かけず」からきているようであるが、葬儀に直接間接問わず参加をすることで費用を拡大させてきた慣習を、更生計画では改善すべきであると指摘していることが読み取れる [和田 2011年 140頁]。
- 6 楠木雅弘によると、全国で昭和16年末段階の農家小組合総数31万余のうち60%に当たる18万余が法人格を持ち、そのうち12万弱の組合が産業組合に加入しているという [楠木 1983年 39頁]。昭和7年度から始まる更生計画第1期5ヶ年は、農家組合の組織化を進める端緒であったと位置づけることができ、昭和9年度以降は徐々にその組織化が強化されていく流れの中にあつたといえる。
- 7 幸久村では、農家組合の組織化において「25、6名から30名以内の範囲を想定して農家組合を全村に組織する」方針を別項目で記している。

- 8 「新年会が実質次年度の役員を決める場」となる例は、筆者が茨城県内の取材調査でもよく聞かれた。たとえば茨城県坂東市長須地区木間ヶ瀬では「人が一番集まりやすいときに役員を決める。それは新年会のときであり、戦前からつづいている」ともいわれた。
- 9 昭和7、8年度の更生計画の成果と反省を踏まえて、農林省は昭和9年3月に『農山漁村経済更生計画実行督励方針』を出している。その中で更生計画の意義を各戸に知らせるためには「町村又は町村経済更生委員会は成るべく経済更生に関する町村月報等を発行する（後略）」と今後とるべき方針について述べている〔楠木編 1983年 381頁〕。月報などの文書発行により更生計画を浸透させる方法として提案されているものである。この督励指針に基づいて、各指定町村の更生計画が立てられていると推察できる。